

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月9日

奈良県公安委員会

委員長 島 本 太香子

奈良県公安委員会規則第1号

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年7月奈良県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「司法警察員」の次に「及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員」を加える。

附 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。